

崇城大学薬学部 履修規程

(目的)

第 1 条 この規程は、薬学部授業科目の履修に関する細部について定める。

(単位の修得)

第 2 条 授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を履修し、かつ試験等に合格しなければならない。

(履修の申請)

第 3 条 履修を申請するためには、学期の始めの所定の期間内に、履修登録システムを教務課に提出しなければならない。

2 履修登録システムでの登録完了をもって許可したものとす
る。

(履修の制限)

第 4 条 授業科目は学則別表 I に基づいて作成された「授業時間割」により、年次毎に履修するものとし、次の制限に従わなければならない。なお、学則別表 I は、共用試験、実務実習、薬剤師国家試験などとの関連により、教授会の議を経て、一部変更となることがある。

(1) 1年間に履修できる単位数は原則として50単位までとする。

(2) 上級年次に開講される授業科目を履修することはできない。ただし、教授会の議を経て、授業科目担当の教員が許可した場合は履修させることがある。

第 4 条の 2 他学部履修を希望する特段の理由がある場合は、薬学部で開講されない工学部・情報学部・生物生命学部の専門科目を履修することができる。これによって修得した単位については、卒業要件単位数には加算しない。ただし、上級学年に開講される科目は履修できない。

2 前項により他学部の授業科目を履修しようとする者は、薬学部薬学科長の承認を受けた上で、授業科目担当者の許可を

得なければならない。ただし、その内容、教室の都合により受講資格が限定され、受講人数が制限されることがある。

(出席)

第 5 条 履修の申請をした授業科目には、全ての授業に出席し、遅刻、欠席等のないように努めなければならない。

(欠席)

第 6 条 授業に欠席した場合または欠席する場合は、欠席届を薬学部事務室を通して教務課に提出しなければならない。
病気等により、欠席が 1 週間以上に及ぶ時は医師の診断書等を添付しなければならない。

(試験の種類)

第 7 条 試験は、平常試験、定期試験、追試験、再試験および臨時試験とする。

- (1) 平常試験は、授業科目の履修期間中に定めて行う試験。
- (2) 定期試験は学期末に期間を定めて行う。
- (3) 追試験は病気、忌引、交通事故その他止むを得ない理由により定期試験を受験できなかった者に対して行う。
ただし、追試験の再試験は原則として行わない。
追試験を受験する者は、受験できなかった理由についての証明書（診断書等）を添え当該授業科目の試験終了後 1 週間以内に教務課に願い出なければならない。
追試験は、原則としてその学期の成績報告期限までに通常 1 回行うものとする。
- (4) 再試験は定期試験を受験して不合格になった者、追試験の受験が不許可になった者等に対し行う。再試験を受験する者は、担当教員に願い出、所定の再試験料を納入しなければならない。再試験に合格した場合の成績は「秀」と「優」は与えない。
- (5) 臨時試験は上記(1)から(4)項以外に行う試験。

(受験資格)

第 8 条 次の各号に該当する者は、受験を認めない。
(1) 履修の申請をしていない者。

- (2) 学生証を携行していない者。
- (3) 学納金あるいは再試験料の未納の者。
- (4) 当該授業科目についての出席時数が原則としてその科目の授業時数の3分の2未満の者。
- (5) 試験開始後20分以上遅刻した者。

(不正行為)

第9条 受験に際し不正行為を行った者は、当該学期の全授業科目について、その年度の単位を付与しない。

(進級要件)

第10条 薬学科において進級に際し要件を設ける。要件については別表Iのとおりとする。ただし、カリキュラムの変更が生じた場合には、教授会の議を経て、進級基準が変更となることがある。

(留年者の履修)

第10条の2 2年次に進級できなかった者に対しては、原則として次年次の学則別表I（授業科目）ならびに進級要件と卒業要件が適用される。

(同一年次在籍期間)

第11条 同一学年に在籍できる年数（休学期間を含む）は3年を限度とする。ただし、特別な配慮が必要な場合には、教授会の議を経て、期限を延長することがある。

(実務実習着手要件)

第12条 病院実務実習と薬局実務実習に着手するためには、総合薬学演習（I、II）および実務実習事前学習（I、II）の単位を修得するとともに、共用試験〔CBT（Computer Based Test）およびOSCE（Objective Structured Clinical Examination）〕に合格しなければならない。

(卒業要件)

第13条 卒業するためには本学に6年以上在学し、必修科目の単位

を含めて192単位以上を修得しなければならない。

ただし、192単位の中には、次の単位を含むこと。

人間科学分野	8単位
外国語分野	8単位（必修科目）
専門基礎	8単位
専門科目	168単位（必修科目162単位含む）

附 則

1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
3. この改正は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。
4. この改正は、平成22年4月1日から施行する。
5. この改正は、平成25年4月1日から施行する。
6. この改正は、平成26年4月1日から施行する。
7. この改正は、平成27年4月1日から施行する。
8. この改正は、平成28年4月1日から施行する。
9. この改正は、平成29年4月1日から施行する。
10. この改正は、平成30年4月1日から施行する。